

市民税・県民税について

市県民税の申告が必要と
思われる人に、申告をお願い
する通知を8月中旬に発送
し申告相談を実施します。

①前年又は前々年に市県民
税が課税されていて、今
年申告していない人(給
与支払報告書、年金支払
報告書が市に提出されて
いる人は除く)
②不動産収入又は報酬など
があり、申告していない
人

※所得税が課税される場合
や源泉徴収された支払調書
などがある場合は、税務署
へ申告してください。

所得・課税証明書の発行

これから申告する人で、
所得・課税証明書が必要な
場合は、申告後に発行しま
す。申告の結果、課税にな
る場合、証明書の発行は市
県民税の税額決定後になり
ます。申告後発行までに期
間を要しますので早めに申
告してください。

扶養控除の確認

確定申告書又は給与支払
報告書、年金支払報告書に

基づき、対象者へ扶養確認
を行います。

市外の人を扶養している
場合は、その住所地の市役
所などへ被扶養者の合計所
得などの確認を行います。

①重複して扶養をとってい
る人

※複数の納税義務者が同一
の人を扶養親族とすること
はできません。

②扶養の記載があるが、そ
の被扶養者を特定できな
い人

※確認の結果、扶養が取り
消される場合があります。
変更内容は、本人又は勤務
先に通知します。

★課税課⑤1123

「ふれあい芸能まつり」
出演団体を募集

県民の日協賛事業とし
て、11月11日(日)に本庄市民
文化会館で開催する「ふれ
あい芸能まつり」の出演団
体を募集します。

募集期間 7月17日(火)～27

日(金)

参加費 10,000円

申込 本庄市コミュニティ

協議会(はにぼんプラザ
3階)で配布する申込用

紙へ必要事項を記入のう
え、直接左記へ

※申込多数の場合は抽選と
なります。

★本庄市コミュニティ協議
会 ☎②7688

子育てハッピー県営住宅
入居者募集

若い子育て世帯を支援す
るため、県営住宅に専用枠
を設け、入居者を募集しま
す。

対象 夫婦がともに39歳以
下の世帯

※子どもの有無は問いませ
ん。収入等の各種条件があ
ります。

入居予定日 9月23日(日)以
降

申込 7月21日(土)(消印有
効)までに申込用紙に必
要事項を記入のうえ、埼
玉県住宅供給公社へ郵送

※申込用紙を含む募集案内
は、営繕住宅課(市役所2
階)、埼玉県住宅供給公社
又は埼玉県住宅課(県庁第
2庁舎1階)で配布してい
ます。

★埼玉県住宅供給公社

☎048-829-128

75

甲種防火管理新規講習

多数の人が出入・勤務、
又は居住する建物には防火
管理者を置かなければなり
ません。

防火管理者が未選任・交
代予定の場合は、この機会
に受講してください。

日時 7月24日(火)・25日(水)
午前9時30分～午後4時
50分

会場 児玉郡市広域消防本
部(西富田904-3)

申込期間 7月2日(月)から
20日(金)までの土・日・休
日を除く午前9時～午後
4時30分

定員 60名(先着順)

教材費 4,000円

申込 申込書に証明写真
(縦2.5cm×横2.0cm)を添付
し、直接左記へ

※申込書は消防本部及び各
消防署で配布、又は消防本
部ホームページからダウン
ロードできます。

※消防設備点検資格者講習
及び自衛消防業務講習既修
者は、講習の一部免除があ
ります。申込時に講習修了
証をお持ちください。

★児玉郡市広域消防本部予
防課 ☎④8392

7月は「社会を明るくす
る運動」犯罪や非行を防
止し、立ち直りを支える
地域のチカラ」の強調
月間です

「社会を明るくする運動」
は、すべての国民が犯罪や
非行の防止と、罪を犯した
人たちの更生について理解
を深め、それぞれの立場に
おいて力を合わせ、犯罪や
非行のない明るい社会を築
こうとする全国的な運動で
す。

講演会を開催

日時 7月28日(土)

開場 午後1時30分

開演 午後2時

会場 セルデイホール

講師 特定非営利活動法人
日本ガーディアン・エン
ジェルズ

※「ガーディアン・エンジ
ェルス」は、国際規模の防
犯団体であり、日本では、
1995年に東京支部が設
立されました。繁華街を中
心とした青少年の非行・犯
罪防止活動など、地域の方
々とともに取り組み、住民
の生活の安全の確保に努め、
安全で住みよいまちづくり
の推進に寄与することを活

動の目的としています。

愛の募金活動

更生保護女性会では、青
少年の非行防止と更生保護
活動推進のため7月中、愛
の募金運動を行っています。
ご協力をお願いします。

・本庄市更生保護女性会

・本庄市児玉町更生保護女
性会

・埼玉県更生保護女性連盟

★地域福祉課 ☎⑤1127

広げたい犯罪被害者を支
える輪

誰もが突然、犯罪
被害者やその家族、遺族に
なり得るおそれがあります。
ひとりで悩まないで

ご相談ください

◎彩の国犯罪被害者ワンス
トップ支援センター

場所 ラムザタワー3階
(武蔵浦和駅徒歩3分)

・生活問題に対する情報提
供、助言など

・埼玉県防犯・交通安全課
(分室) ☎048-71

0-5036

・法律相談、カウンセリン
グ、病院や裁判所等へ
の付添支援など

(公社) 埼玉犯罪被害者
援助センター ☎048

8

紙へ必要事項を記入のう
え、直接左記へ

※申込多数の場合は抽選と
なります。

★本庄市コミュニティ協議
会 ☎②7688

子育てハッピー県営住宅
入居者募集

若い子育て世帯を支援す
るため、県営住宅に専用枠
を設け、入居者を募集しま
す。

対象 夫婦がともに39歳以
下の世帯

※子どもの有無は問いませ
ん。収入等の各種条件があ
ります。

入居予定日 9月23日(日)以
降

申込 7月21日(土)(消印有
効)までに申込用紙に必
要事項を記入のうえ、埼
玉県住宅供給公社へ郵送

※申込用紙を含む募集案内
は、営繕住宅課(市役所2
階)、埼玉県住宅供給公社
又は埼玉県住宅課(県庁第
2庁舎1階)で配布してい
ます。

★埼玉県住宅供給公社

☎048-829-128

75

1865-7830

・専門職員によるカウンセ
リング、警察の捜査や
裁判に関する説明など

埼玉県警察本部犯罪被
害者支援室 ☎0120

138-1858

※相談・支援は全て無料。

◎性暴力等犯罪被害専用相
談電話「アイリスホットラ
イン」

病院・警察・関係機関等
への付添、弁護士相談、被
害に伴う医療費助成など、
守秘義務のある専門女性相
談員が無料で相談に応じま
す。

☎048-839-834

1

★地域福祉課 ☎⑤1142

7月は青少年の非行・被
害防止特別強調月間です

学校が夏休みになる7月
から8月は、子どもたちが
非行に陥りやすい時期です。
埼玉県では、毎年7月を
「青少年の非行・被害防止
特別強調月間」と定め、青
少年の健全育成を図るため
の運動を展開します。

◎県民としての取り組み
家庭の役割 家族の一員と
しての自覚の育成

学校が夏休みになる7月
から8月は、子どもたちが
非行に陥りやすい時期です。
埼玉県では、毎年7月を
「青少年の非行・被害防止
特別強調月間」と定め、青
少年の健全育成を図るため
の運動を展開します。

◎県民としての取り組み
家庭の役割 家族の一員と
しての自覚の育成

学校が夏休みになる7月
から8月は、子どもたちが
非行に陥りやすい時期です。
埼玉県では、毎年7月を
「青少年の非行・被害防止
特別強調月間」と定め、青
少年の健全育成を図るため
の運動を展開します。

◎県民としての取り組み
家庭の役割 家族の一員と
しての自覚の育成

学校が夏休みになる7月
から8月は、子どもたちが
非行に陥りやすい時期です。
埼玉県では、毎年7月を
「青少年の非行・被害防止
特別強調月間」と定め、青
少年の健全育成を図るため
の運動を展開します。

◎県民としての取り組み
家庭の役割 家族の一員と
しての自覚の育成

学校が夏休みになる7月
から8月は、子どもたちが
非行に陥りやすい時期です。
埼玉県では、毎年7月を
「青少年の非行・被害防止
特別強調月間」と定め、青
少年の健全育成を図るため
の運動を展開します。

◎県民としての取り組み
家庭の役割 家族の一員と
しての自覚の育成

学校が夏休みになる7月
から8月は、子どもたちが
非行に陥りやすい時期です。
埼玉県では、毎年7月を
「青少年の非行・被害防止
特別強調月間」と定め、青
少年の健全育成を図るため
の運動を展開します。

◎県民としての取り組み
家庭の役割 家族の一員と
しての自覚の育成

学校が夏休みになる7月
から8月は、子どもたちが
非行に陥りやすい時期です。
埼玉県では、毎年7月を
「青少年の非行・被害防止
特別強調月間」と定め、青
少年の健全育成を図るため
の運動を展開します。

◎県民としての取り組み
家庭の役割 家族の一員と
しての自覚の育成

学校が夏休みになる7月
から8月は、子どもたちが
非行に陥りやすい時期です。
埼玉県では、毎年7月を
「青少年の非行・被害防止
特別強調月間」と定め、青
少年の健全育成を図るため
の運動を展開します。

◎県民としての取り組み
家庭の役割 家族の一員と
しての自覚の育成

学校が夏休みになる7月
から8月は、子どもたちが
非行に陥りやすい時期です。
埼玉県では、毎年7月を
「青少年の非行・被害防止
特別強調月間」と定め、青
少年の健全育成を図るため
の運動を展開します。

◎県民としての取り組み
家庭の役割 家族の一員と
しての自覚の育成

学校が夏休みになる7月
から8月は、子どもたちが
非行に陥りやすい時期です。
埼玉県では、毎年7月を
「青少年の非行・被害防止
特別強調月間」と定め、青
少年の健全育成を図るため
の運動を展開します。

◎県民としての取り組み
家庭の役割 家族の一員と
しての自覚の育成

お見積りは無料ですのでお気軽にお電話
ご来店ください!! お待ちしております

リフォーム・増改築専門店
児玉郡上里町七本木3652-2
0120-72-0084
土・日・祝も
営業してます
9:00~20:00

三ツ星ウゴウゴ
いつもご愛顧賜いありがとうございます

★ あきらめていませんか?
障害年金を!!
病気やケガのために日常生活や仕事に支障
のある方でお心当たりのある方、障害者手
帳をお持ちの方、ぜひ一度ご相談下さい。
障害年金の専門家 社会保険労務士(初回相談は無料です)
連絡先 本庄市西五十子216-9 倉田和子
TEL 080-1242-7696
URL: http://sr-kurata.com/Message.html

ITAGAKI Glasses
メガネ・補聴器の板垣
本庄店 ☎0495-24-6838 [南大通り文化会館近く]
ウニクス上里店 ☎0495-35-3535 [ウニクス上里1F]

介護に関するご相談は
・介護保険制度利用 ・ケアプラン作成
・施設入所、在宅療養
あなたの街の介護相談室
本庄ケアプラザ
本庄市西五十子375-7
☎0495-71-9127

お困りごとなど、お気軽にご相談ください。
お見積りは無料ですのでお気軽にお電話
ご来店ください!! お待ちしております
三ツ星ウゴウゴ
リフォーム・増改築専門店
児玉郡上里町七本木3652-2
0120-72-0084
土・日・祝も
営業してます
9:00~20:00
いつもご愛顧賜いありがとうございます